



そのヘルメットが あなたを守ります

自転車に乗るすべての人に
ヘルメットの着用が努力義務とされています

<自転車安全利用五則>

- ① 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③ 夜間はライトを点灯
- ④ 飲酒運転は禁止
- ⑤ ヘルメットを着用

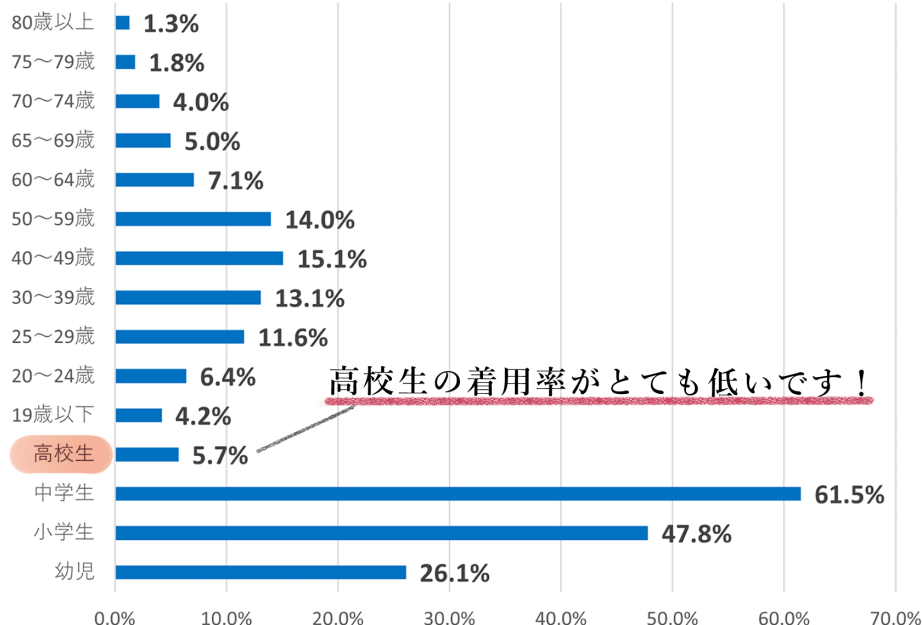
大切な人を亡くされたご遺族の方が
手記により命の大切さを伝えてくださっています



↑県HPから
ご覧ください

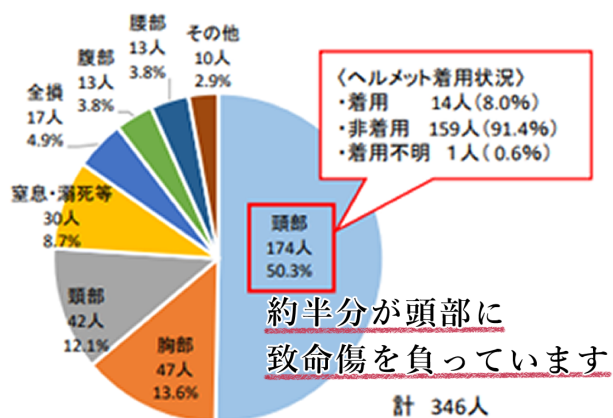
三重県・三重県教育委員会・三重県警察

県内における過去10年(平成26～令和5年)の自転車乗用中人身事故のヘルメット着用率:全年齢16.6%



令和6年9月に発表された警察庁調査で三重県の着用率は29.2%全国8位です

全国の自転車乗用中における人身損傷主部位別死者数
【令和5年】



全国のヘルメット着用状況別の致死率比較
【令和元年～令和5年】



いろいろなデザインのヘルメットが増えています



※SGマーク等安全性を示すマークの付いたヘルメットをかぶりましょう